

平成30年1月26日
総務省自治財政局調整課

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する 意見募集の結果

総務省においては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見の募集について、平成29年12月8日（金）から平成30年1月9日（火）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、12件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 政令案の概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われているところです。

平成29年度は見直し年度であるため、関係省庁を通じて所管事務の手数料の標準額の見直し等を行い、所要の改正を行うものです。

2. 意見募集の結果

上記1の政令案の概要について、平成29年12月8日（金）から平成30年1月9日（火）までの間、意見の募集を行ったところ、12件の御意見を頂きました。それらの概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3. 政令の公布

上記1の政令案に基づいて、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が定められ、本日付で公布されました。

（連絡先）自治財政局調整課

（担当：北村補佐、眞木主査、大谷事務官）

電話：03-5253-5619

FAX：03-5253-5620

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

御意見の概要		御意見に対する考え方
周知期間が短いため、平成 31 年 4 月からの施行にするべきではないか。	1 件	標準令に定める手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき 3 年ごとに見直しを行っており、その見直し内容を可能な限り速やかに反映するため、年度の始期である平成 30 年 4 月 1 日を施行期日とすることとしています。 一方で、周知期間の確保も含め試験事務の適正な実施を図るための期間を確保する必要がある事務（危険物取扱者試験及び消防設備士試験に関する事務）については、平成 30 年 5 月 1 日を施行期日とすることとしています。
各種の審査や検査、再交付、書き換え等の手数料の見直し後の金額が人件費単価等を理由に減額となっているものがあるが、その理由は何か。	1 件	人件費単価等の変動に伴い見直し後の手数料の標準額が減額となっているものについては、現行の手数料の標準額の積算時点と今般の見直し時点での人件費単価等との差から減額となっているものです。
人件費単価や物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっているとのことだが、それぞれどの程度なのか。 また、見直し後の金額が減額となっているものは、これまで手数料を取り過ぎであったということか。	1 件	現行の手数料の標準額との乖離については、別表のとおりです。 また、標準令に定める手数料の標準額については、経済情勢等に鑑み、適切な金額となるよう定期的に見直しを行っているところです。
改定する手数料の標準額の積算根拠を公表してほしい。	1 件	各々の手数料の標準額の積算根拠は別表のとおりとなります。
準特定屋外タンク貯蔵所その他の屋外タンク貯蔵所の検査に係る手数料が改定の対象となっているが、元号改正に伴いタンクプレートが値上がりしているため、完成検査前検査に係る手数料についても改定をお願いしたい。	1 件	今般の改正では、平成 29 年度時点における検査費用の実態に即し、完成検査前検査に係る手数料の標準額の改定を行っています。

消防法関係の特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請の審査手数料や各種完成検査前検査手数料の見直し後の金額が一律な上げ幅ではなく、タンクの容量が大きくなるにつれて大きくなっているのは何故か。一方、増加幅が比較的小さい事務も見受けられるが、それは何故か。 また、他の危険物施設の手数料の見直しを行わないのは何故か。	1 件	今般の見直しでは、関係省庁を通じて所管事務の手数料の標準額の見直し等を行い、現行の標準額との乖離が大きい等の理由により改定を行う必要がある事務に係る手数料の標準額を改正することとしています。 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る審査等に関する手数料の標準額については、同種の事務であっても、事務の対象となるタンクの容量が大きくなるにつれ、その審査等に係る人件費及び物件費が大きくなっていることから、今般の見直しによる増額の幅も大きくなっているものです。 ただし、事務の対象となるタンクの容量によって、直近の改正時点が異なることから、今般の見直しにおいて現時点の人件費や物価を反映した際の増加額が比較的小さくなっている場合があります。
危険物取扱者試験の受験料の値上げを行うべきではないのではないか。	4 件	今般の見直しにおいては、危険物取扱者試験に関する手数料について、試験の区分毎の事務の実施に係る実態に鑑み、費用を適切に反映するため、増額改定を行うこととしています。
産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査に係る手数料の標準額を新たに政令で定める理由は何か。	1 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 第 1 項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定は、産業廃棄物処理業の許可の特例であるため、許可の申請に対する審査と同様に、手数料の標準額を政令で定めることとしています。
特に問題ないように思われる。	1 件	賛成意見として承ります。

(別表)

事務名	現行金額		見直し後金額	
	内訳 上：人件費 下：物件費	端数 処理後	内訳 上：人件費 下：物件費	端数 処理後
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	9,897 921	11,000	8,966 931	9,900
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査	13,568 1,010	15,000	12,292 1,012	13,000
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査（同時申請の場合）	(減額分) 3,305 0	11,700	(減額分) 2,993 0	10,000
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査（同時申請による減額分）	7,623 378	8,000	8,303 378	8,700
○消防法・消防法施行令・危険物の規制に関する政令関係				
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る審査	441,792 83,247	530,000	446,879 118,651	570,000
同 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	651,496 182,733	830,000	667,615 210,668	880,000
同 貯蔵最大数 5,000k1 以上 10,000k1 未満	758,972 250,127	1,010,000	777,642 292,643	1,070,000
同 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	803,844 318,765	1,120,000	823,330 375,466	1,200,000
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,034,784 386,540	1,420,000	1,059,378 457,441	1,520,000
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000 未満	1,189,380 474,985	1,660,000	1,217,527 560,016	1,780,000

同 貯蔵最大数量 200,000k1 以上 300,000 未満	3,230,936 644,293	3,880,000	3,307,731 757,812	4,070,000
同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000 未満	4,295,640 804,721	5,100,000	4,397,266 946,627	5,340,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	5,401,458 886,698	6,290,000	5,349,608 1,136,810	6,490,000
同 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	862,100 263,917	1,130,000	883,400 294,284	1,180,000
同 貯蔵最大数量 5,000k1 以上 10,000 未満	990,592 346,978	1,340,000	1,014,975 392,010	1,410,000
同 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,064,984 430,901	1,500,000	1,090,892 490,562	1,580,000
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000 未満	1,343,833 475,236	1,830,000	1,357,169 582,817	1,940,000
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,498,172 638,260	2,140,000	1,533,897 726,569	2,260,000
同 貯蔵最大数量 200,000k1 以上 300,000k1 未満	3,539,728 807,568	4,350,000	3,624,101 924,760	4,550,000
同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000k1 未満	4,670,778 899,171	5,570,000	4,713,636 1,109,849	5,820,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	5,719,446 1,046,697	6,770,000	5,769,076 1,298,871	7,070,000
同 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	5,045,713 704,282	5,750,000	4,998,804 932,761	5,930,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上 500,000k1 未満	6,414,098 833,128	7,250,000	6,365,561 1,103,157	7,470,000
同 貯蔵最大数量 500,000k1 以上	9,659,763 1,022,110	10,700,000	9,590,340 1,354,221	10,900,000
消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	343,805 62,375	410,000	341,656 80,475	420,000
同 貯蔵最大数 5,000k1 以上 10,000k1 未満	446,930 89,594	540,000	443,993 116,557	560,000
同 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	578,512	700,000	574,351	730,000

	116,814		152,639	
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000k1 未満	770,990 146,583	920,000	765,167 191,342	960,000
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000 未満	864,325 176,353	1,040,000	858,062 230,048	1,090,000
同 貯蔵最大数量 200,000k1 以上 300,000 未満	1,368,169 234,574	1,600,000	1,358,097 306,255	1,660,000
同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000 未満	1,530,199 292,210	1,820,000	1,518,684 381,835	1,900,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	1,678,457 349,846	2,030,000	1,665,413 457,417	2,120,000
特定屋外タンク貯蔵所の溶接部検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	409,431 78,411	490,000	440,187 89,626	530,000
同 貯蔵最大数 5,000k1 以上 10,000k1 未満	513,490 113,226	630,000	550,214 129,846	680,000
同 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	837,624 153,820	990,000	857,074 169,341	1,030,000
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,120,273 185,400	1,310,000	1,197,132 212,908	1,410,000
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000 未満	1,490,940 231,449	1,720,000	1,525,540 254,652	1,780,000
同 貯蔵最大数量 200,000k1 以上 300,000 未満	2,938,428 384,530	3,320,000	3,006,688 423,177	3,430,000
同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000 未満	3,594,732 466,261	4,060,000	3,677,972 512,650	4,190,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	4,102,548 544,546	4,650,000	4,197,501 598,723	4,800,000
特定屋外タンク貯蔵所の岩盤タンク検査 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	7,993,656 1,089,627	9,100,000	7,906,922 1,415,022	9,320,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上 500,000k1 未満	11,031,328 1,355,036	12,400,000	10,912,012 1,708,964	12,600,000
同 貯蔵最大数量 500,000k1 以上	15,289,164 1,665,452	17,000,000	15,122,383 2,141,165	17,300,000
消防法第 13 条の 2 第 3 項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	1,684 1,157	2,800	1,527 1,373	2,900
危険物の規制に関する政令第 35 条第 1 項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	952 868	1,800	863 999	1,900
消防法第 13 条の 3 第 3 項の規定に基づく危険物取扱者試験 甲種危険物取扱者試験	3,662 1,340	5,000	4,182 2,327	6,500

同 乙種危険物取扱者試験	2,417 969	3,400	2,722 1,818	4,500
同 丙種危険物取扱者試験	1,831 906	2,700	1,925 1,723	3,600
消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査 特定屋外タンクの保安に関する検査 1,000kl 以上 5,000kl 未満	237,611 73,311	310,000	235,208 84,380	320,000
同 貯蔵最大数 5,000kl 以上 10,000kl 未満	316,320 114,697	430,000	335,337 126,577	460,000
同 貯蔵最大数量 10,000kl 以上 50,000kl 未満	571,461 148,036	720,000	584,403 170,065	750,000
同 貯蔵最大数量 50,000kl 以上 100,000kl 未満	769,296 192,634	960,000	810,474 211,852	1,020,000
同 貯蔵最大数量 100,000kl 以上 200,000 未満	983,124 231,449	1,210,000	1,040,961 254,490	1,300,000
同 貯蔵最大数量 200,000kl 以上 300,000 未満	2,576,556 377,634	2,950,000	2,736,530 416,125	3,150,000
同 貯蔵最大数量 300,000kl 以上 400,000 未満	3,164,088 458,502	3,620,000	3,360,909 504,665	3,870,000
同 貯蔵最大数量 400,000kl 以上	3,630,996 539,373	4,170,000	3,861,859 593,204	4,460,000
同 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 1,000kl 以上 400,000kl 未満	2,281,862 379,993	2,660,000	2,258,880 435,881	2,690,000
同 400,000kl 以上 500,000kl 未満	2,729,540 459,069	3,190,000	2,701,580 526,182	3,230,000
同 500,000kl 以上	4,202,165 586,146	4,790,000	4,157,830 670,217	4,830,000
消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	1,684 1,204	2,800	1,527 1,422	2,900
消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	952 925	1,800	863 1,058	1,900
消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験 甲種消防設備士試験	3,881 1,150	5,000	3,983 1,684	5,700
同 乙種消防設備士試験	2,490 840	3,400	2,456 1,361	3,800
○火薬類取締法関係				

火薬類取締法第 19 条第 1 項の規定に基づく運搬 証明書の交付	2, 197 243	2, 400	1, 998 146	2, 100
○質屋営業法関係				
質屋営業法第 2 条第 1 項の規定に基づく質屋営業 の許可の申請に対する審査	23, 822 1, 325	25, 000	19, 924 1, 724	22, 000
○建築士法関係				
建築士法第 4 条第 2 項の規定に基づく二級建築士 又は木造建築士の免許	17, 576 794	18, 000	16, 927 2, 310	19, 200
建築士法第 13 条に基づく二級建築士又は木造建 築士試験の実施	2, 188 14, 766	16, 900	2, 515 15, 173	17, 700
○高圧ガス保安法関係				
高圧ガス保安法施行令第 18 条第 2 項第 3 号の規 定に基づく高圧ガス保安法第 44 条第 1 項に規定 する容器検査又は同令第 18 条第 2 項第 4 号の規 定に基づく同法第 49 条第 1 項に規定する容器再 検査 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス 自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は容器再 検査（内容積 1 l 以上 5 l 未満の容器 1 個分の 額）	157 19	180	143 20	160
同 高強度鋼容器（温度零下五十度以下の液化ガ スを充てんするための容器、繊維強化プラスチ ック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置 用容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検 査（内容積 30 l 以上の容器につき、10 l 又は 10 l に満たない端数を増すごとの金額）	3 1	4	2 1	3
同 高強度鋼容器（温度零下五十度以下の液化ガ スを充てんするための容器、繊維強化プラスチ ック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置 用容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検 査（内容積 30 l 以上の容器 1 個分の基礎額）	198 24	220	180 26	210
同 高強度鋼容器（温度零下五十度以下の液化ガ スを充てんするための容器、繊維強化プラスチ ック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置 用容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検 査（内容積 5 l 以上 30 l 未満の容器 1 個分の 額）	198 24	220	180 26	210
同 その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 （内容積 1 l 未満の容器 1 個分の額）	81 9	90	73 10	80
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係				

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 9 項の規定に基づく運搬証明書の書き換え	4, 404 193	4, 600	5, 329 70	5, 400
○銃砲刀剣類所持等取締法関係				
銃砲刀剣類所持等取締法第 6 条第 1 項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査（同時申請の場合）	1, 548 13	1, 600	1, 400 384	1, 800
銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条第 2 項の規定に基づく許可証の再交付	1, 694 518	2, 200	1, 533 376	1, 900
○道路交通法関係				
道路交通法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	1, 959 21	2, 000	1, 792 42	1, 800
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係				
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項において準用する同法第 37 条の 2 第 1 項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	17, 576 1, 390	19, 000	15, 928 1, 416	17, 000
○砂利採取法関係				
砂利採取法第 16 条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	35, 688 2, 059	37, 700	31, 858 2, 087	33, 900
砂利採取法第 20 条第 1 項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	15, 744 957	17, 000	14, 270 974	15, 000
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 第 1 項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	(新規追加)		142, 717 4, 394	147, 000
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 第 7 項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	(新規追加)		129, 175 4, 394	134, 000
○警備業法関係				
警備業法第 22 条第 5 項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	1, 829 158	2, 000	1, 672 163	1, 800

警備業法第 42 条第 3 項において準用する同法第 22 条第 5 項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	1, 829 158	2, 000	1, 672 163	1, 800
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係				
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 4 条の規定に基づく認定の申請に対する審査	12, 930 568	13, 000	11, 548 505	12, 000
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 5 条第 5 項の規定に基づく認定証の再交付	1, 847 71	1, 900	1, 659 64	1, 700
○使用済自動車の再資源化等に関する法律関係				
使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条に基づく破砕業の範囲の変更に対する審査	64, 173 10, 359	75, 000	54, 402 12, 632	67, 000
○探偵業の業務の適正化に関する法律				
探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 2 項の規定による届出があったことを証する書面の交付	1, 457 76	1, 500	1, 540 16	1, 600
探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	952 76	1, 000	1, 075 22	1, 100